公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会運営要領

令和 2 年 8 月 26 日保医第 311-2 号 制定 令和 3 年 3 月 25 日保医第 950-2 号 改正

(目的)

第1条 この要領は、公立沖縄北部医療センター整備協議会設置要綱(令和2年8月5日保医第300号。以下「設置要綱」という。)第5条の規定に基づき、公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

- 第2条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 2 幹事は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、幹事長は、必要に応じ、幹事会で参加を承認された者を幹事に加えることができる。

(幹事長の職務)

- 第3条 幹事長は、幹事会の事務を総括し、幹事会の結果を協議会(設置要綱第 1条に規定する協議会をいう。)に報告する。
- 2 幹事長代理は、幹事のうちから、幹事長が指名する。
- 3 幹事長代理は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたとき は、その職務を代理する。

(幹事会)

- 第4条 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事の過半数の出席をもって成立する。
- 3 幹事がやむを得ない理由により幹事会に出席できないときは、代理人を出 席させることができる。
- 4 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会の設置)

- 第5条 幹事会に、その円滑な運営のため、幹事会の協議及び調整に係る事項を 専門的に検討させる部会を設置することができる。
- 2 部会で検討させる事項は、幹事会で決定し、幹事長が部会に付託する。

- 3 各部会には、部会長を置く。
- 4 各部会の構成員及び部会長は、幹事長が選任する。

(部会の運営)

- 第6条 部会の運営は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 部会は、幹事長の同意を得た上で、部会長が招集する。
 - (2) 部会長は、部会の議事を進行し、事務を総括する。
 - (3) 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会長があらかじめ部会の 構成員のうちから指名する代理者が、その職務を代理する。
 - (4) 部会の構成員がやむを得ない理由により部会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
 - (5) 部会長は、必要と認めるときは、幹事長の同意を得た上で、部会の構成員 以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事等の公開)

第7条 幹事会及び部会(以下「幹事会等」という。)は、非公開とする。なお、 議事要旨は、自由闊達な議論を妨げない範囲内において、公表することができ る。

(庶務及び幹事会等に係る調整)

- 第8条 幹事会等の庶務は、沖縄県保健医療部医療政策課において処理する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、幹事長は、部会のほか、幹事会等の円滑な運営のため、幹事会を構成する団体の職員その他関係者に必要な調整を行わせることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、幹事会等の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年8月26日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月25日から施行する。

別表1(第2条関係)幹事

かれ しょうしょう	(为 2 未 内 水 /	
NO	構成団体及び職名	役職
1	沖縄県保健医療部長	幹事長
2	沖縄県保健医療部医療企画統括監	幹事
3	名護市副市長	幹事
4	国頭村副村長	幹事
5	大宜味村副村長	幹事
6	東村副村長	幹事
7	今帰仁村副村長	幹事
8	本部町副町長	幹事
9	恩納村副村長	幹事
10	宜野座村副村長	幹事
11	金武町副町長	幹事
12	伊江村副村長	幹事
13	伊平屋村副村長	幹事
14	伊是名村副村長	幹事
15	公益社団法人北部地区医師会副会長	幹事
16	沖縄県病院事業局病院事業統括監	幹事
17	北部地区医師会病院院長	幹事
18	沖縄県立北部病院院長	幹事
19	琉球大学病院副病院長	幹事